

令和4年度

# 第1回定期監査報告書

教 育 部

（ 教 育 振 興 課  
学 校 支 援 課  
学 校 給 食 セ ン タ ー  
教 育 指 導 課  
教 育 セ ン タ ー ）

令和4年11月16日

多摩市監査委員



# 令和4年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年11月16日

多摩市監査委員 込山 博

多摩市監査委員 荒谷 隆見

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育部〔教育振興課、学校支援課、学校給食センター、教育指導課、教育センター、社会教育・文化財担当課長、教育協働担当課長〕

### 3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年8月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和3年度執行分を含む。）

### 4 監査の期間

令和4年7月21日から令和4年11月15日まで

### 5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか

- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

## 6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の着眼点及び評価項目」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の物品は、令和4年8月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）209品、一般物品2,078品の合計2,287品である。重要物品については110品、一般物品については120品をそれぞれ抽出し、合計230品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品は、学校給食センターが総数の50%、その他の課はすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度（重要物品含む）とし、物品の種別が偏らないようにした。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

### 第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

#### 1 歳入歳出予算の執行について

##### (1) 財務事務について

ア 防犯カメラ共架料の予算流用について、年度当初に支出負担行為を行うためには予算流用を令和4年4月1日に行う必要があったが、令和4年4月11日に行っていた。（学校支援課）

イ 全国都市教育長協議会定期総会旅費について、一部の交通費が未払いであった。(教育振興課)

ウ 旧多摩聖蹟記念館の喫茶業務の収入事務委託について、「多摩市会計事務規則」では、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を告示し、当該私人に収入事務受託者である旨を証する書類等を交付しなければならないと規定しているが、告示等を行っていなかった。(教育振興課)

「多摩市支出負担行為手続規則」、「多摩市会計事務規則」等に基づき、適正に処理されたい。

## (2) 契約事務について

ア 生ごみ処理機排水槽溶接修理、校務支援システムネットワーク保守委託の特命随意契約の契約伺について、特命の理由の記載がなかった。(学校給食センター、教育指導課)

イ 廃棄薬品類(水銀)処分業務委託について、電子メールにより見積依頼をしているが、意思決定を行っていなかった。(教育振興課)

ウ 学務システムE d g e 対応業務委託について、見積書の日付が見積書提出期限の翌日であった。(学校支援課)

エ 多摩市立小学校水泳指導送迎用バス借上について、契約伺、契約締結伺では履行期間を令和4年6月1日からとしていたが、契約書では令和4年5月10日からとしていた。(教育指導課)

オ 第三期校務支援システム更新サーバ等借上の変更協議書について、契約年月日を誤って記載していた。(教育指導課)

カ 無害化ファイル交換サービス利用料について、役務費であるが、契約書を委託契約書とし、業務委託約款を添付していた。(教育指導課)

キ 東京都指定天然記念物「平久保のシイ」害虫保存処理業務委託について、契約金額により契約書の作成を省略し発注書を作成しているが、発注年月日及び請書欄の年月日が未記載であった。(教育振興課)

ク G I G A スクール i P a d 修繕について、契約金額により契約書の作成を省略し発注書を作成しているが、請書欄の年月日が市担当者の印で訂正されていた。(教育指導課)

「多摩市契約事務規則」、契約事務の手引等を再度確認し、適正に処理されたい。

### (3) 補助金事務について

ア 多摩市文化財保存及び活用事業費補助金について、補助事業実施計画が策定されておらず、交付申請及び実績報告における審査基準も策定されていなかった。また、補助金額を対象経費の7割としていたが、「多摩市文化財保存及び活用事業費補助金等交付要綱」には補助割合等に関する規定がなかった。(教育振興課)

イ 学校教育研究会補助金、多摩市立学校の学校行事等に対する補助金、多摩市社会教育関係団体補助金の概算交付申請書について、概算交付を必要とする理由の記載や理由書の提出がなかった。(教育指導課)

「多摩市補助金等交付手続規則」、各補助金交付要綱、補助金事務運用の手引きに基づき、適正に処理されたい。

### (4) 報償費事務について

ア 事業の講師謝礼及び委員謝礼等について、事業計画を決定していないもの、金額の根拠を明確にしていないものが多数あった。(学校給食センター、教育指導課、教育センター)

事業計画で金額の根拠を明確にし、適正に処理されたい。

## 2 文書事務及び事務決裁について

### (1) 文書事務について

ア 保存年限について

(ア) 都支出金に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、5年としているものがあつた。(教育指導課)

(イ) 収入支出の証拠文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、5年としているものがあつた。(学校支援課)

イ 収受について

(ア) 東京都、法人及び団体等からの文書について、文書管理システムによる記録を行っていない文書が多数あつた。(教育振興課、教育指導課)

「多摩市教育委員会事務局文書管理規程」、「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

## (2) 事務決裁について

### ア 決裁区分について

(ア) 就学援助費に係る医療費の支払いの決定について、「多摩市教育委員会事務決裁規程」では部長決裁と規定しているが、課長決裁としていた。(学校支援課)

### イ 合議について

(ア) 小学校費の消毒用アルコール購入について、「多摩市事務決裁規程」では、準備契約行為における契約価で1件の予定価格が200万円以上の契約に係るものは予算担当課長に合議しなければならないと規定しているが、合議していなかった。(学校支援課)

(イ) 学校歯科保健推進事業業務委託、ボイラー保守点検委託、デジタル台秤購入について、「多摩市契約事務規則」では、契約を担当する課に代わって所管課が行う契約で、予定価格が130万円を超えるものについては、契約事務の執行に当たり契約担当課長に合議をしなければならないと規定しているが、合議していなかった。(学校支援課、学校給食センター)

「多摩市教育委員会事務決裁規程」、「多摩市事務決裁規程」、「多摩市契約事務規則」に基づき適正に処理されたい。

## 3 規程及び要綱について

### (1) 規程について

紙での東京都への施行文書について、「多摩市教育委員会事務局文書管理規程」では、軽易な事案以外については発信者名に応じた公印を押すものとするとしているが、東京都の指示により市長や教育長の公印を省略しているものが複数あった。(教育振興課)

### (2) 要綱について

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費について、「多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱」では支給時期を年3回と規定しているが、年1回としていた。(学校支援課)

「多摩市教育委員会事務局文書管理規程」、「多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき適正に処理されたい。なお、規程及び要綱が実情に合わないのであれば、改定することを検討されたい。

## 4 物品の管理について

### (1) 備品シールについて

備品シールについて、「多摩市物品規則」では、貼付し難い物、貼付することが不相当と認められる物以外は、備品に貼付しなければならないと規定しているが、貼付していないものがあった。(学校給食センター、教育センター)

### (2) 備品の定義について

多摩ふるさと資料館（市民活動・交流センター）の指定管理業務基本協定書について、備品の定義を「購入金額が3万円以上（税込）の物品」とすべきところを、「購入予定金額が2万円以上（税込）の物品」としていた。(教育振興課)

「多摩市物品規則」等に基づき適正に処理されたい。

## 5 現金等の管理について

### (1) タクシー券について

ア 食育指導のための学校派遣経費として計上しているタクシー借上料について、会議のための調理所間の移動で使用していた。(学校給食センター)

イ タクシー券の受払整理簿について、課長の年度末の検印がなかった。また、前年度からの繰越が記載されていなかった。(学校給食センター)

「会計事務規則」、会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

## 6 行政財産について

行政財産の使用許可について、行政財産使用申請書の收受日が令和4年4月4日であるが、行政財産使用許可書の決定を令和4年4月1日に行っていた。(教育振興課)

「多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例」等に基づき適正に処理されたい。

## 7 個人情報等の管理について

### (1) 個人情報取扱特記事項について

ア 個人情報を取扱う委託契約書等について、「個人情報取扱特記事項」を添付していないも



のがあった。逆に、個人情報を取扱わない委託契約書等において、「個人情報取扱特記事項」を添付しているものがあった。(学校支援課、教育指導課)

イ 個人情報を取扱う委託契約について、「個人情報取扱特記事項」では、受託業務の再委託を行う場合はあらかじめ受託業務の再委託承諾願を市に提出しなければならないと規定しているが、提出されていないものがあった。(教育指導課)

## (2) 個人情報保護管理者について

ア 個人情報を取扱う委託業務、機器借上等において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていないものがあった。(学校支援課、教育指導課)

## (3) 特定個人情報（マイナンバー等）の管理について

ア 講師謝礼の支払いに伴う個人番号関係事務において、「特定個人情報等の安全管理に関する手順書」の様式「マイナンバー記載用紙」で特定個人情報を収集したが、人事課に提出せずに歳出簿に綴られているものがあった。(教育指導課)

個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。

また、特定個人情報の取扱いは、「特定個人情報等の安全管理に関する手順書」等に基づき、特に厳重に行われるよう徹底されたい。

## 第3 監査結果の総括

今回の監査を通じて、以下のとおり、総括的に意見を述べる。

市では、規則や要綱を制定し、手引き等を作成することで、適正な事務の執行に取り組まれているが、今回の監査を通じて確認したところ、事務処理の誤りや、ルールを遵守していない事務の執行事例が多く見受けられた。ルールを遵守しない事務の執行は、事務の煩雑さを招く恐れがある。また、組織における適正な事務の執行を阻害する要因となり、組織力の低下をもたらす可能性があるため、改善が必要である。常態化させることの無いよう、ルールに沿って事務処理を行うことの重要性を認識し、組織として対応を図られたい。

なお、指摘事項として掲げている事項のうち、基本的な事項として再認識しておくべきことについて、以下のとおり意見する。

### 1 補助金事務の運用について

補助金等は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となっているが、主要な財源が市民の税金であることから、その必要性や

効果についての市民への説明責任とともに、事務の適正な運用が求められている。

市では、「多摩市補助金等交付手続規則」の制定や、「補助金事務運用の手引き」を作成することにより、補助金事務の適正な運用に取り組まれているが、今回の監査では、「補助金事務運用の手引き」で定めている「補助事業実施計画」の策定や、交付申請や実績報告の審査の際に使用する「審査基準」の整備が行われていない事例が見受けられた。「補助事業実施計画」の策定は、補助事業の概要、目的・目標、補助内容、補助金額等を市として決定するもので、実際の交付手続きに入る前に策定し、事業実施年度ごとに決定行為を行うものとしている。また、交付申請や実績報告の審査の際に使用する「審査基準」は、内容の適正性を判断するための一定の基準として整備するものである。いずれも補助金事務の適正な運用を確保する上で、重要な行為である。

また、補助金の交付申請（概算払い）の際に必要な添付書類に不備があるにも関わらず、補助金の交付決定を行うなど、要綱に基づく事務が行われていない事例も見受けられた。

「多摩市補助金等交付手続規則」や「補助金事務運用の手引き」の内容について、組織として共有を図るなど、補助金事務の適正な運用に努められたい。

## 2 文書事務について

多摩市教育委員会では、文書の取扱いの規範を示し、もって文書の管理及び事務能率の向上を図ることを目的に、「多摩市教育委員会事務局文書管理規程」を定めている。当該規定は、市が制定している「多摩市文書管理規程」に準拠した内容となっている。

これらの規程では、文書事務の標準的な処理方法として、文書の保存、事案の処理、文書の施行、文書の收受等について定めているが、今回の監査では、規程で定める保存年限と異なる年限で管理を行っている事例が見受けられた。また、收受した文書を、文書管理システムへ記録していないなど、規程に基づく事務を怠っていた事例が見受けられた。

文書管理に関するこれらの規程は、文書事務の標準的な処理方法を設定することで、職員がこれに基づいて統一的な処理を行い、文書事務が常に適正、確実に進められるようにすることを目的に制定しているものである。規程に基づかない事務の執行は、適正な文書管理事務の妨げになるものである。規程や「文書事務の手引」に基づく、文書事務を徹底されたい。

## 3 個人情報を取り扱う委託業務に係る事務について

多摩市個人情報保護条例では、個人情報に係る業務の処理を外部に委託するときは、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない旨を定めている。市では、個人情報に係る業務の処理を外部に委託する際は、委託契約書に、個人情報に関わる特記仕様書である「個人情報取扱特記事項」を添付することとし、個人情報の取扱いを明らかにするとともに、個人情報管理者の設置や、個人情報の取扱いに係る受託者の責任体制の報告などを求めている。今回の監査では、個人情報取扱特記事項に基づく「個人情報の責任体制等報告書」が提出されていない事例が見受けられた。一方で、個人情報を取り扱う委託業務でないにも関わらず、個人情報取扱特記事項が添付されている事例が見受けられた。

個人情報取扱特記事項は、個人情報を取り扱う業務を委託する際に、留意すべき事項を明らかにし、委託業務の履行における個人情報の適正な管理を確保するものである。個人情報取扱特記

事項を添付する意図を周知するなど、個人情報を取り扱う委託業務に係る事務の適正な執行に努められたい。

## 第4 監査対象部課等の概要

### 1 教育部

#### (1) 監査対象の主な事務（多摩市教育委員会事務局組織規則より）

- ア 教育委員会の会議に関する事。
- イ 職員の人事に関する事。
- ウ 教育予算の総括に関する事。
- エ 公立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- オ 学校教育の指導に関する事。
- カ 学校給食（学校で支給される給食をいう。以下同じ。）に関する事。
- キ 社会教育及び社会教育施設に関する事。
- ク 文化財の保護に関する事。

#### (2) 課、係及び機関等の事務分掌等（多摩市教育委員会事務局組織規則より。ただし、今回の監査対象外である永山公民館、関戸公民館、図書館を除く。）

##### ア 教育振興課

###### (ア) 総務係

- ・ 教育委員会の会議に関する事。
- ・ 教育委員会の秘書に関する事。
- ・ 教育目標、計画、事業方針等に関する事。
- ・ 市長及び他の行政委員会の事業調整に関する事。
- ・ 教育予算の編成及び決算に関する事。
- ・ 条例、規則及び規程に関する事。
- ・ 公印の管守に関する事。
- ・ 請願及び陳情に関する事。
- ・ 教育委員会の表彰に関する事。
- ・ 文書の配付及び他の課から引き継いだ文書の保存処分に関する事。
- ・ 行政不服審査、訴訟及び和解に関する事。
- ・ 公示及び公達に関する事。
- ・ 教育要覧に関する事。
- ・ 広報に関する事及び教育行政の相談に関する事。
- ・ 事務局及び教育委員会の機関の職員（都費負担教職員（以下「教職員」という。）を除く。）の任免、給与、服務、分限その他人事に関する事。
- ・ 学校予算の編成、配付及び執行に関する事。
- ・ 学校物品の管理に関する事。
- ・ 教育費の調査に関する事。
- ・ 避難所及び学校災害備蓄に関する事。
- ・ 学校災害賠償補償保険に関する事。
- ・ 学校交換便に関する事。
- ・ 部及び課の庶務に関する事。

- ・ 部内の他の課及び課の他の係に属さないこと。
- ・ 部の総合調整に関すること。

(イ) 学校施設係

- ・ 学校施設の整備計画に関すること。
- ・ 学校施設の補助金に関すること。
- ・ 学校施設の調査、研究及び統計に関すること。
- ・ 学校施設の維持、修繕及び管理に関すること。
- ・ 施設台帳の整備に関すること。
- ・ 学校跡の土地及び施設の補助金に係る財産処分に関すること。

(ウ) 社会教育係

- ・ 家庭教育の支援の調整に関すること。
- ・ 生涯学習の調整に関すること。
- ・ 学びあい育ちあい推進審議会に関すること。
- ・ 学校教育及び社会教育の連携に関すること。
- ・ 公民館及び図書館の連絡調整に関すること。
- ・ 学校開放及びクラブハウスに関すること。
- ・ 八ヶ岳少年自然の家に関すること。

(エ) 文化財係

- ・ 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
- ・ 文化財保護審議会に関すること。
- ・ 文化財施設の整備及び管理運営に関すること。
- ・ 文化財の補助金に関すること。
- ・ 文化財資料等の調査、整理及び活用に関すること。
- ・ 文化財に係る事業との調整に関すること。
- ・ 文化財に係る他の機関との連絡調整に関すること。

イ 社会教育・文化財担当課長

- ・ 教育振興課事務のうち社会教育係及び文化財係に関する事務を担当する。

ウ 学校支援課

(ア) 学事係

- ・ 学級編制に関すること。
- ・ 学齢簿の編製、整備及び保管に関すること。
- ・ 就学事務に関すること。(就学・転学相談に係るものを除く。)
- ・ 通級指導学級等の入学許可に関すること。
- ・ 通学区域の設定及び改廃に関すること。
- ・ 通学路に関すること。
- ・ 条件付学校希望制に関すること。
- ・ 私立高等学校入学準備金に関すること。
- ・ 奨学金に関すること。

- ・ 外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金に関すること。
- ・ 学校基本調査に関すること。
- ・ 学校の設置及び廃止に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係に属さないこと。

(イ) 保健・給食係

- ・ 児童及び生徒並びに教職員の保健管理に関すること。
- ・ 学校の環境衛生に関すること。
- ・ 就学時健康診断に関すること。
- ・ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- ・ 学校保健会に関すること。
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に関すること。
- ・ 就学援助及び就学奨励に関すること。
- ・ 学校給食費の納入に関すること。
- ・ 学校給食の食材料の支払に関すること。
- ・ 学校給食センターとの連絡調整に関すること。

エ 学校給食センター（多摩市立学校給食センター処務規程より）

(ア) 南野調理所

- ・ 学校給食の予算編成及び決算に関すること。
- ・ 学校給食センター運営委員会に関すること。
- ・ 学校給食主任会に関すること。
- ・ 学校給食費に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・ 献立作成、調理及び配送に関すること。
- ・ 食材料の契約、発注及び検収に関すること。
- ・ 給食センターの庶務に関すること。

(イ) 永山調理所

- ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・ 献立作成、調理及び配送に関すること。
- ・ 食材料の発注及び検収に関すること。

(ウ) 栄養係

- ・ 学校給食の栄養指導に関すること。
- ・ 栄養士部会に関すること。
- ・ 献立検討市民懇談会に関すること。

オ 教育指導課

(ア) 豊かな学び推進担当

- ・ 教育課程の受理に関すること。
- ・ 宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

- ・ 校外学習（日帰り）実施届の受理に関する事。
- ・ 教科用図書の採択及びその他の教材の取扱いに関する事。
- ・ 教科用図書の無償給与に関する事。
- ・ 学校行事の補助金に関する事。
- ・ 教職員の研修及び研究奨励に関する事。
- ・ 児童及び生徒の安全教育に関する事。
- ・ 視聴覚教育に関する事。
- ・ 特別支援教育に関する事。
- ・ 学校事故に関する事。
- ・ 公費及び私費負担に関する事。
- ・ 保護者負担による学校教育の調査に関する事。
- ・ 教育センターの連絡調整に関する事。
- ・ 教育活動指導職員に関する事。
- ・ 持続発展教育（E S D）の推進に関する事。
- ・ 教育施設内における通勤用自動車の駐車に関する事。
- ・ 学校に配置するパソコンの管理及び運用の支援に関する事。
- ・ 学校における情報環境の整備に関する事。
- ・ 学校情報システムの調整に関する事。
- ・ 教育委員会の情報政策に関する事。
- ・ G I G Aスクール構想に関する事。
- ・ コミュニティスクールに関する事。
- ・ 地域学校協働活動に関する事。
- ・ 不登校特例校の新設に関する事。
- ・ 課の庶務に関する事。
- ・ 課の他の係及び指導主事に属さない事。

(イ) 教職員係

- ・ 教職員の定数に関する事。
- ・ 教職員の任免、その他人事に関する事。
- ・ 教職員の履歴書の整理保管に関する事。
- ・ 教職員の服務に関する事。
- ・ 教職員の給与、旅費等に関する事。
- ・ 教職員の福利厚生に関する事。
- ・ 教職員団体に関する事。
- ・ 教職員に係る調査及び統計に関する事。

(ウ) 指導主事

- ・ 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する事。

カ 教育協働担当課長

- ・ 教育指導課事務のうち学校における情報環境に関する事務、学校・家庭・地域の協働に関する事務及び不登校特例校の新設に関する事務を担当する。

キ 教育センター（多摩市立教育センター処務規程より）

（ア）特別支援・相談担当

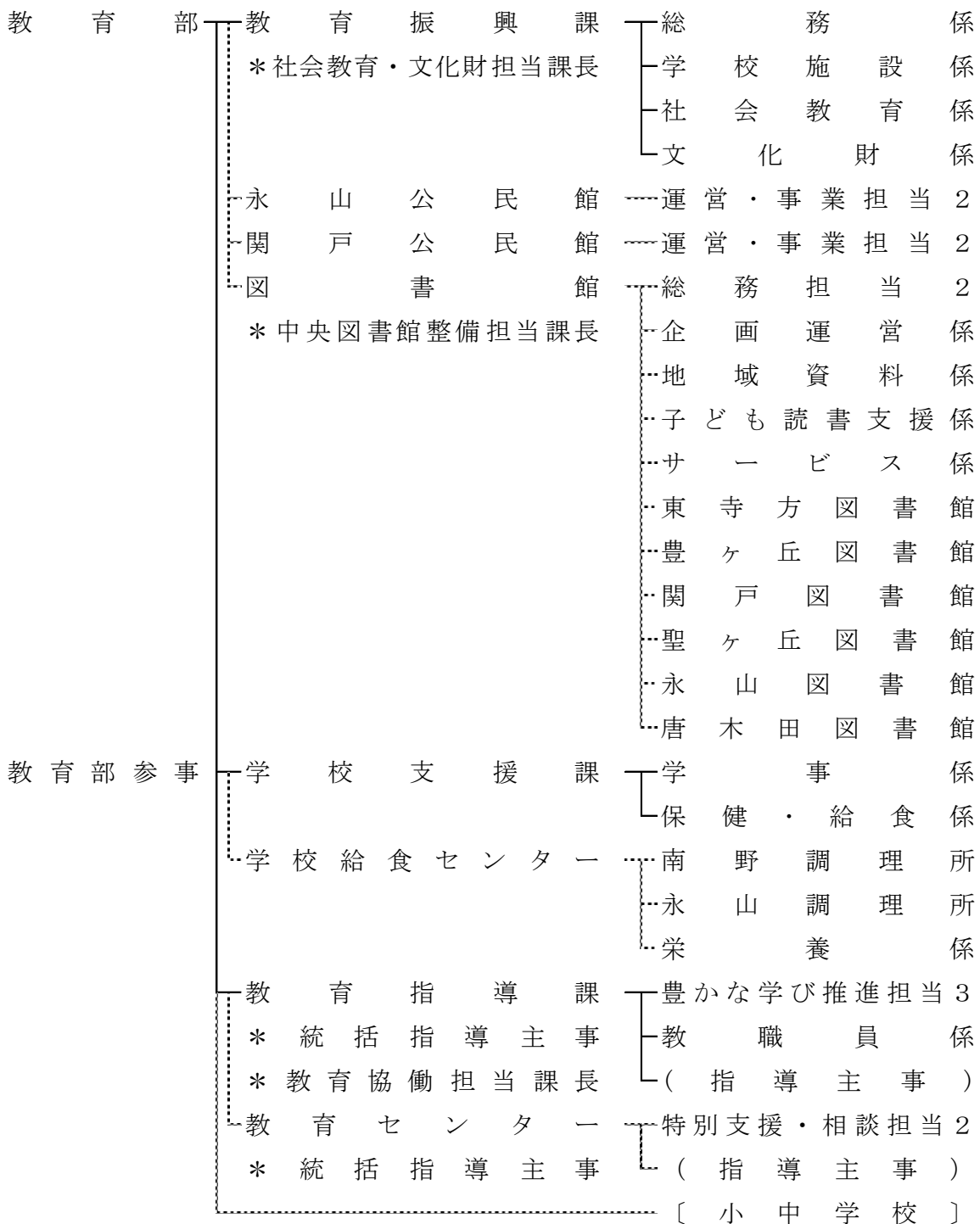
- ・ 公印の管守に関する事。
- ・ 文書の收受、発送、整理及び保管に関する事。
- ・ 施設・設備の維持管理に関する事。
- ・ 予算、決算及び経理事務並びに庶務に関する事。
- ・ 特別支援教育に係る教員への研修及び指導・助言に関する事。
- ・ 教育情報資料の収集、整理、保管及び活用に関する事。
- ・ 教育センター運営委員会に関する事。
- ・ 相談に関する調査及び資料の作成に関する事。
- ・ 幼児、児童及び生徒の教育・発達相談に関する事。
- ・ 適応指導（日本語指導）に関する事。
- ・ 不登校及び適応教室に関する事。
- ・ 就学・転学相談及びこれに係る就学事務に関する事。（就学通知書及び転（編）入学通知書の発行を除く。）
- ・ 通級指導学級等入退級相談及びこれに係る入級事務に関する事。（入級許可書の発行を除く。）
- ・ 就学支援委員会に関する事。
- ・ 巡回相談に関する事。
- ・ 健康福祉部障害福祉課発達支援室担当の発達障がい児（者）の相談に関する事。
- ・ 前各号に掲げるもののほか幼児、児童及び生徒の相談に関する事。

（イ）指導主事

- ・ 教育センターの事業に係る学校教育に関する専門的事務に従事する。



## 2 監査対象部課等の組織（令和4年10月1日現在）



※ 点線は、機関を表している。

※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。

<参考資料>

歳入一覧（令和4年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、継続費逓次繰越、繰越明許費を反映している。）

（単位：円）

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額	
教 育 振 興 課	使用料	公共施設撮影使用料	1,000	0	0	
		学校設備等使用料（小学校）	232,000	230,123	230,123	
		学校設備等使用料（中学校）	250,000	116,620	116,620	
		ギャラリー使用料	14,000	0	0	
		古民家使用料	102,000	13,720	13,720	
		学校開放施設使用料	15,000,000	4,318,500	4,820,500	
	国庫補助金	理科教育設備整備費等補助金 （1／2）（小学校）	2,250,000	0	0	
		学校施設環境改善交付金 （1／2、1／3、2／7）（小学校）	54,342,000	0	0	
		理科教育設備整備費等補助金 （1／2）（中学校）	1,425,000	0	0	
		学校施設環境改善交付金 （1／2、1／3、2／7）（中学校）	107,089,000	0	0	
		埋蔵文化財発掘調査事業費補助金 （1／2）	2,700,000	0	0	
	都補助金	東京都公立学校施設トイレ整備支援事業 補助金（1／6）	18,955,000	0	0	
		埋蔵文化財発掘調査事業費補助金 （1／4）	1,350,000	0	0	
	都委託金	文化財等関係事務経費交付金 （10／10）	20,000	0	0	
	繰越金	前年度繰越金	285,956,000	285,956,000	285,956,000	
	雑入	賠償金	0	86,925	86,925	
		複写用紙等売払代金	3,000	0	0	
		市出版物売払代金	150,000	34,610	29,060	
		光熱水費使用料	200,000	0	0	
		雇用保険被保険者負担金	1,400,000	0	0	
		太陽光発電余剰電力売払金	30,000	4,176	4,176	
		喫茶売上代金	310,000	75,900	66,400	
	市債	聖ヶ丘小学校大規模改造事業債	428,000,000	0	0	
		中学校空調設備設置工事事業債	22,000,000	0	0	
	小計			941,779,000	290,836,574	291,323,524

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
学 校 支 援 課	国庫補助金	要保護児童就学援助費補助金 (1/2) (小学校)	147,000	0	0
		特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2) (小学校)	2,319,000	0	0
		学校保健特別対策事業費補助金 (1/2) (小学校)	9,744,000	0	0
		要保護生徒就学援助費補助金 (1/2) (中学校)	670,000	0	0
		特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2) (中学校)	3,036,000	0	0
		学校保健特別対策事業費補助金 (1/2) (中学校)	4,534,000	0	0
	都補助金	地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業 補助金 (2/3)	340,000	0	0
	都委託金	教育調査統計事務処理特例交付金 (10/10)	14,000	14,000	14,000
	繰越金	前年度繰越金	3,284,000	3,284,000	3,284,000
	雑入	口座振替手数料負担金	93,000	0	0
小計			24,181,000	3,298,000	3,298,000
学 校 給 食 セ ン タ ー	使用料	電柱用地使用料	11,000	11,400	11,400
		自動販売機設置使用料	66,000	66,000	66,000
	繰越金	前年度繰越金	1,104,000	1,104,000	1,104,000
	雑入	学校給食における健康づくり事業等の 助成金	30,000	0	0
		光熱水費使用料	66,000	0	0
		公共施設駐車料	1,872,000	876,000	852,000
	学校法人学校給食費	23,585,000	7,765,318	6,368,853	
小計			26,734,000	9,822,718	8,402,253
教 育 指 導 課	国庫補助金	公立学校情報機器整備費補助金 (1/3、1/2、10/10)	8,974,000	0	0
	都補助金	学校と家庭の連携推進事業補助金 (2/3)	462,000	0	0
		部活動指導員配置促進事業補助金 (2/3)	3,667,000	0	0
		スクール・サポート・スタッフ配置事業 補助金 (10/10)	37,925,000	0	0
		東京都デジタル利活用支援員配置支援 事業補助金 (3/4)	27,720,000	0	0
		授業改善推進拠点校事業補助金 (10/10)	400,000	0	0
		G I G Aスクール運営支援センター 整備支援事業補助金 (1/3)	3,822,000	0	0
		地域学校協働活動推進事業費補助金 (2/3)	14,354,000	0	0

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
教育指導課	都委託金	給与等支給事務処理特例交付金 (10/10)	5,110,000	4,923,000	0
		成績一覧表調査委員会事務処理特例 交付金(10/10)	24,000	0	0
		都教職員関係経費交付金(10/10)	4,712,000	87,108	0
		オリンピック・パラリンピック教育推進 事業委託金(10/10)	300,000	0	0
		スポーツライフ推進事業委託金 (10/10)	1,000,000	999,000	999,000
		小学校動物飼育推進校事業委託金 (10/10)	200,000	0	0
	繰越金	前年度繰越金	3,376,000	3,376,000	3,376,000
	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	0	0
	雑入	学校情報機器修繕弁償金	1,000	0	0
		公共施設駐車料	9,515,000	5,264,000	5,083,500
		学校情報機器修繕賠償補償保険等保険金	1,000	0	0
小計			121,564,000	14,649,108	9,458,500
教育センター	国庫補助金	切れ目ない支援体制整備充実事業費 補助金(1/3)	594,000	0	0
	都補助金	スクールソーシャルワーカー活用事業 補助金(1/2)	3,629,000	0	0
		教育支援センター機能強化補助金 (1/2)	1,248,000	0	0
	雑入	光熱水費使用料	285,000	0	0
		施設管理料	188,000	0	0
小計			5,944,000	0	0
合計			1,120,202,000	318,606,400	312,482,277

事業別歳出一覧（令和4年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、予備費充用、予算流用、継続費通次繰越、繰越明許費を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
教育振興課	教育委員会運営費	6,855,000	2,677,552	2,334,352
	表彰関係経費	149,000	0	0
	事務局事務経費	31,837,000	14,268,056	13,881,263
	学校管理運営費（小学校）	344,151,000	138,387,353	85,241,465
	教育振興運営費（小学校）	105,498,000	45,104,531	26,339,358
	特別支援学級運営費（小学校）	5,256,000	1,380,920	1,339,055
	小学校施設整備事業	803,583,000	739,728,893	329,470,546
	学校管理運営費（中学校）	193,651,000	78,746,916	53,171,161
	教育振興運営費（中学校）	59,200,000	23,716,521	19,368,098
	特別支援学級運営費（中学校）	3,086,000	1,386,860	1,357,160
	中学校施設整備事業	508,419,000	411,983,767	27,229,454
	文化財保護審議会費	976,000	166,300	88,500
	文化財保護事業	2,256,000	1,321,997	53,620
	埋蔵文化財発掘調査事業	5,627,000	1,923,625	1,923,625
	古民家管理運営事業	16,439,000	6,917,994	4,103,549
	旧多摩聖蹟記念館管理運営事業	17,562,000	7,788,612	3,569,746
	地域教育力支援事業	9,173,000	527,560	0
	学びあい育ちあい推進審議会費	1,191,000	255,188	255,188
	多摩ふるさと資料館管理運営事業	17,385,000	14,404,781	7,567,651
	八ヶ岳少年自然の家管理運営事業	67,963,000	66,200,000	33,100,000
学校開放費	82,010,000	24,153,362	16,881,921	
クラブハウス管理運営費	5,041,000	935,081	803,081	
災害復旧費	1,000	0	0	
	小計	2,287,309,000	1,581,975,869	628,078,793
学校支援課	事務局事務経費	21,005,000	14,054,091	11,574,383
	外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金	108,000	0	0
	通学路安全対策事業	9,494,000	4,052,748	2,420,412
	就学援助費（小学校）	25,708,000	4,274,380	4,274,380
	特別支援教育児童就学奨励事業（小学校）	4,640,000	0	0
	保健管理運営費（小学校）	82,006,000	19,303,123	19,247,258
	就学援助費（中学校）	23,346,000	4,349,065	4,349,065
	特別支援教育生徒就学奨励事業（中学校）	6,074,000	0	0
	保健管理運営費（中学校）	49,202,000	11,611,062	11,606,144
	学校給食費管理事務経費	49,836,000	14,332,770	0
		小計	271,419,000	71,977,239

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
センター 学校給食	学校給食センター運営費	693,132,000	587,582,061	208,411,829
	小計	693,132,000	587,582,061	208,411,829
教育指導課	学校情報環境整備事業	558,682,000	430,917,262	101,531,547
	教育指導経費	187,289,000	60,563,772	52,393,275
	教育研究費	3,120,000	1,220,000	1,152,000
	英語活動支援事業	38,842,000	37,107,180	12,369,060
	市民キャリア等推進事業	960,000	133,000	133,000
	教職員研修等事業経費	445,000	350,520	350,520
	子どもパートナー事業	270,000	0	0
	発表会運営事業	2,153,000	0	0
	E S D 推進事業	525,000	58,500	31,500
	スポーツライフ推進事業	1,000,000	0	0
	学校と家庭の連携推進事業	695,000	107,100	107,100
	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	300,000	0	0
	英語教育推進事業	9,264,000	1,081,300	1,081,300
	授業改善推進拠点校事業	400,000	57,917	57,917
	学校管理運営費（小学校）	2,670,000	2,669,098	889,696
	学校行事等事業経費（小学校）	16,149,000	7,482,142	6,086,086
	小学校動物飼育推進校事業	200,000	92,752	92,752
	学校管理運営費（中学校）	1,578,000	1,567,502	522,500
	学校行事等事業経費（中学校）	26,185,000	11,975,750	11,698,050
	部活動補助事業	15,533,000	5,681,971	5,681,971
地域教育力支援事業	16,513,000	4,203,767	4,203,326	
小計	882,773,000	565,269,533	198,381,600	
センター 教育	多摩市立教育センター運営費	97,695,000	41,593,251	33,987,390
	小計	97,695,000	41,593,251	33,987,390
合計		4,232,328,000	2,848,397,953	1,122,331,254

仮払金一覧表（令和4年8月末日現在）

（単位：円）

所管課名	備考	金額	時間外保管場所等
教育振興課	施設利用料つり銭	10,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内